国土交通省東北地方整備局
Tohoku Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport andTourism

令和　8年10月15日
国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所

記　者　発　表　資　料

特　殊　車　両　の　取　締　り　に　つ　い　て

～道路の保全、交通の危険防止に向けて～

福島河川国道事務所は、福島北警察署の協力のもと、国道4号国見パーキング（下り）において 、特殊車両の指導取締りを実施した結果、違反車両１台を捕捉し警告を発しました。

道路を利用するには、道路法、道路交通法等の各種法令を遵守した通行を心がけなければなりません。

特殊車両の通行の許可を受けているか、許可内容に沿った通行が厳正に履行されているか確認を行い、違反者に対しては道路の保全や交通の危険防止のため、必要な指導や措置を命じます。

◆特殊車両指導取締り結果

令和　8年10月13日(火)　(於：4号国見パーキング)

対象車両：3台　　違反車両：1台（許可証不携帯）

【取締りの実施状況】





〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問　い　合　わ　せ　先

◆国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所

保全対策官　石母田　潔　（いしもだ　きよし）　　TEL 024－539－6130